

令和6年度浦和競馬こども基金助成事業 募集要領

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

1 助成の目的

当助成事業は、埼玉県浦和競馬組合から寄せられた寄付金を財源として設置する「浦和競馬こども基金」により、埼玉県内の様々な困難を抱える子どもたちを支援することを目的とした事業を行う団体へ助成を行うことを目的とします。

2 助成概要

(1) 助成の内容については下の表をご確認ください。

助成内容	対象事業
「活動継続・発展支援」	次の①から⑪の子どもたちを対象とした事業
助成額（千円単位）	①経済的に支援の必要な子どもたち
◆令和2年4月1日	②食事に困る子どもたち
以降に設立	③不登校や引きこもりの子どもたち
<u>上限10万円</u>	④児童養護施設・自立支援施設等に入所している子どもたち
◆令和2年3月31日	⑤里親の元で暮らす子どもたち
以前に設立	⑥一人親家庭の子どもたち
<u>上限8万円</u>	⑦病気を抱える親の元で暮らす子どもたち
	⑧障害のある子どもたち
	⑨医療的ケアを必要とする子どもたち
	⑩虐待を受けてケアが必要な子どもたち
	⑪上記のほか、支援が必要と認められる子どもたち

(2) 上記対象事業のうち、児童福祉法に基づいた児童福祉施設の入所・通所者のみを対象とする施設の整備や資機材の購入を目的とした事業については、公費による支弁や補助があるため対象外とします。

(3) 助成額は、令和2年4月1日以降に立ち上がった団体は上限10万円、令和2年3月31日以前から活動している団体は上限8万円です。

(4) 対象経費に他の補助金等が充当されている場合には、その補助金等の額を減じて助成します。

3 対象実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 対象団体

上記「2 助成概要」の要件を満たし、かつ以下の要件を満たすこと。

- ・埼玉県内の様々な困難を抱える子どもたちを支援することを目的とした事業を行う団体であること。ただし、団体等の所在地は県内外を問わない。
- ・団体としての活動実績が1年以上あること。
- ・当年度に県社協が実施した基金助成を受けた団体でないこと。

※当年度に複数回申請をすることは可能です。但し、決定は1団体1回のみとなります。

- ・過去に県社協助成金を受けた団体の場合、実績報告書等の事務がすべて完了していること。
- ・特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。
- ・団体が、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）ではないこと。

5 対象経費

(1) 費目

事業実施のため、直接的に必要な次の経費

対象	
○	消耗品費
○	資機材購入費
○	会場費
○	食料費
○	通信運搬費
○	印刷製本費
○	物品借上費
○	外部講師等謝金
○	旅費交通費
○	その他本会会長が認める費用

(2) 対象外の経費

下記の経費が含まれる場合は、その分を減額して助成となります。

内容	
①	団体の経常的な費用 (例 団体の事務所の借り上げ費、光熱水費、インターネット等の通信費)
②	団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金（内部講師等謝金） といった、賃金や報酬とみなされるもの
③	団体のメンバー間の親睦を目的とした研修やイベント、またはそれに類する 経費（対象となる費目の支出であっても対象外）

6 応募方法

(1) 提出書類

以下の書類を、申請事業の活動拠点がある「市町村社会福祉協議会」へ提出してください（さいたま市内に活動拠点がある団体は、さいたま市社協各区分事務所）。また、応募書類を入れる封筒には「浦和競馬こども基金助成金申請」と朱字で明記してください。

ア	助成金申請書（様式第1号）
イ	助成事業計画書（別紙1）
ウ	団体概要資料 【会則（法人は定款）、役員（会員）名簿、周知資料（チラシ・パンフレット・広報誌・ホームページ等）等】
エ	備品（単価1万円以上）等購入の場合、金額が分かる資料または見積書

※実施要領、申請書等は本会ホームページよりダウンロードできます。

◆埼玉県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センターのホームページ
(http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/volunteer/research_11.html)

※書類に不足があると受理できません。また、提出書類の返却はできませんので、申請時は控えを手元に保管してください。



(2) 申請期間 令和6年4月1日（月）～5月7日（火）【必着】郵送または持参

7 助成選考等について

助成の可否は、埼玉県社会福祉協議会内における審査のうえ決定します。

※結果や審査内容などのお問い合わせには応じられませんので、御了承ください。

(1) 評価のポイント

審査にあたっては、主に事業の目的や他の団体や機関との連携状況、事業の計画性や継続性、独自性などについて評価します。また、事業の効果についても評価の対象とします。

(2) 選考結果について

結果は、郵送にてお知らせし、本会ホームページにて令和6年7月下旬（予定）に公表します。

8 助成決定後について

(1) 選考の結果は、可否に関わらず郵送にて通知します。

(2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。

(3) 助成事業の完了後30日以内に本会指定の書式にて実績報告書を提出していただきます。

※報告書の提出が理由なく遅延した場合は、次年度以降の県社協基金助成事業に申請出来ませんので、御留意ください。

(4) 実績報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。

(5) 実績報告書の内容に問題がなければ「助成金交付確定通知」を送付します。
これをもって本助成金に係る事務の完了となります。

(6) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。

- ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合。
- ・申請した事業以外に助成金を使用した場合。
- ・事業が対象実施期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に実施されない場合。
- ・実績報告書の提出がされない場合（事務が完了しない場合も同様）。

9 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 埼玉県ボランティア・市民活動センター
（地域福祉部 地域活動支援課） 助成事業担当

電話：048-822-1435 FAX：048-822-3078

E-mail：vc@fukushi-saitama.or.jp